

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金(基本料金)減額事業	①物価高騰への対応として、一般家庭向けに多く設置されている水道メーター口径13mm及び20mmの使用者を対象に、水道料金の基本料金を減額することにより、市民等の生活や暮らしへの支援を行う。 なお、公共施設は対象から除く。 ②水道事業会計負担金 166,113千円(全額に交付金を充当) 水道料金(令和8年4月請求分から9月請求分までの6か月間)の基本料金分を減額する。基本料金減額分と減額対応に係るシステム改修費分について、水道事業会計負担金として計上し、支出する。 ③13mmの1か月減額分:20,094戸×1,000円=20,094,000円 20mmの1か月減額分:5,357戸×1,400円=7,499,800円 1か月減額分合計:27,593,800円 27,593,800円×6か月分=165,562,800円 システム改修費(基本料金0円対応) 550,000円 ④市民等や小規模事業者(水道メーター口径13mm及び20mmの使用人)	R8.4	R8.9
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道料金減額相当支援給付事業	①物価高騰への対応として、他市水道へ料金支払いをする大谷地区等の市民等および小水道区域の市民等を対象に、水道料金減額相当分を支援給付金として給付することにより、市民等の生活や暮らしへの支援を行う。 なお、公共施設は対象から除く。 【No.2の該当にならない一部の市民等への救済措置として、減額相当分を補助する。水道料金を減額するという形が取れない一部の市民等に限定した給付金等であるため、給付対象は合理的である。】 ②③ 合計1,087千円(全額に交付金を充当) 役務費(郵便料) 38千円 補助金 1,049千円 大谷地区(野殿の一部を含む) 13mm:6,000円×143戸=858千円 20mm:8,400円×12戸=101千円 小水道区域 6,000円×15戸=90千円 ④他市水道へ料金支払いをする一部地区の市民等および小水道区域の市民等	R8.4	R8.9